

古賀市コミュニティ活動の指針【概要版】

まちづくり推進課

1. 策定の目的

- 今後も持続的・安定的なコミュニティ活動を推進していくため、コミュニティ活動のあり方や活性化のための取組について明らかにすること
- 「校区コミュニティ組織づくりの基本方針」は廃止し、本指針をもってコミュニティ活動全体に対する市の新たな指針とする

2. コミュニティ活動とは

(1) コミュニティ活動の定義

- 市民等が地域又は共通の目的によってつながり、自主的に行うまちづくりであって、団体として行うもの

(2) コミュニティ活動に対する基本的な考え方

- コミュニティ活動とは市民が主体となった団体による自主的な活動であること
- 市は団体の主体性を尊重し、その自主性及び自律性を損なわない範囲で支援すること

(3) コミュニティ活動の種類

- 地域によるつながり（地縁型コミュニティ）
- 共通の目的によるつながり（テーマ型コミュニティ）

3. 活動範囲に応じたコミュニティ活動の役割

(1) 自治会の区域

- 住民同士の交流・親睦活動や身近な暮らしの課題解決につながる活動に取り組む
- 特に自治会はさまざまな地縁型コミュニティの基盤になる存在であり、まちづくりにおける市の重要なパートナーである

(2) 自治会を超えた区域(小学校区・中学校区等)

- 区域内の交流・連携活動やひとつの自治会では対応が難しい課題等に取り組む
- 学校は地域にとって核となる存在であると同時に、学校にとっても地域との連携・協力は不可欠であり、相互の連携による地域づくり・学校づくりを進める

(3) 市全域もしくは市域を超えた活動範囲

- テーマ型コミュニティは地域課題に迅速かつ先駆的に取り組むことが可能であり、テーマに応じて地縁型コミュニティと連携することが期待される

4. コミュニティ活動を活性化するための取組

(1) 地縁型コミュニティ(自治会、校区コミュニティ等)に対する総合的な支援

- 自治会及び校区コミュニティには交付金による財政的支援を行う
- 地縁型コミュニティが抱える問題に市がともに向き合い、活動を支えていく

(2) 市民活動支援センターを拠点としたコミュニティ活動の推進

- 市民活動支援の拠点として必要な支援を行うとともに、さまざまな主体との連携を推進していくことでコミュニティ活動全体の充実を図る

(3) コミュニティ活動への参画・協力の促進

- 市民の意識づくりへと働きかけ、活動へ参画・協力する市民が増えていくような取組を行う
- 市職員が活動に関わり、悩みや課題を共有しながらともに活動を支えていく